



NEWS (PRESS) RELEASE

令和2年3月26日
志摩市上下水道部水道総務課

タイトル	<u>新型コロナウイルスの感染拡大に伴う水道料金・下水道使用料のお支払猶予について</u>
概要	志摩市では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等のお支払いが困難な事情があるお客様に対し、お支払いを猶予いたします。 1、対象となる方 新型コロナウイルスの影響により収入が減少している場合などで、一時的に水道料金及び下水道使用料のお支払いが困難になった、個人、法人のお客様。 2、お支払の猶予の内容 お客様から、電話等で申し出をいただき、給水停止の執行を猶予します。
その他	○猶予期間後の支払方法については、ご相談に応じ決定します。(分割納付可)
お問合せ先	志摩市上下水道部 水道総務課 担当 下村（水道料金） 下水道課 担当 田中（下水道使用料） TEL 0599-44-0220（水道総務課） 44-0225（下水道課） FAX 0599-44-5261（水道・下水道共通） e-mail suidosomu@city.shima.lg.jp（水道総務課） gesuido@city.shima.lg.jp（下水道課）